

(平成23年12月21日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認旭川地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	3 件
国民年金関係	3 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	2 件
厚生年金関係	2 件

旭川国民年金 事案625

第1 委員会の結論

申立人の平成6年1月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和45年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年1月

私は、申立期間当時、資格を取得後、インターンとして働いていたので、母親に国民年金への加入手続を行ってもらい、国民年金保険料を納付してもらっていた。

几帳面な性格の母親が、国民年金保険料の1か月分だけを未納にしたとは考えられないので、母親が申立期間の保険料を納付していたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は1か月と短期間である上、申立人の国民年金保険料を納付していたとする申立人の母親は、申立人の父親と一緒に保険料の納付を開始した昭和61年4月から60歳到達時までの間において保険料の未納は無く、納付意識の高さがうかがえる。

また、オンライン記録から、申立期間前後の国民年金保険料は、毎月欠かさず、時効により納付することができなくなる直前に納付されていることが確認できるところ、申立人の母親は、「国民年金保険料を立て替えて納付することを息子と約束していたので、絶対に未納期間ができないように、遅れずに必死で保険料を納めていた。」と証言しており、納付意識の高い母親が申立期間の保険料のみを納付しなかったとは考え難い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

旭川国民年金 事案626

第1 委員会の結論

申立人の昭和59年10月から60年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和59年10月から60年3月まで

夫婦二人分の国民年金保険料は、妻が集金に来る町内会の役員に、町内会費、町民税、国民健康保険税とともに渡していた。

集金の際に不在等で国民年金保険料の納付が遅れた場合は、妻がA町役場や銀行などで納付書により夫婦二人分の保険料を納付していた。

申立期間の国民年金保険料が未納となっていることは納得ができない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は6か月と短期間である上、申立期間以降、申立人夫婦共に国民年金保険料の未納が無く、納付意識の高さがうかがえる。

また、申立人は、国民年金保険料の納付が遅れた場合は、申立人の妻がA町役場や銀行などで納付書により保険料を納付していたと主張しているところ、オンライン記録では、昭和61年6月9日付けで社会保険事務所（当時）から申立人夫婦に対し、申立期間の保険料に係る過年度納付書が作成されていることが確認できる上、夫婦の国民年金手帳記号番号の払出時期及び保険料の納付状況において、妻が申立期間以前にも申立人の保険料を過年度納付していたことが推認できることから、妻が当該納付書により申立期間における夫婦二人分の保険料を納付していたと考えるのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

旭川国民年金 事案627

第1 委員会の結論

申立人の昭和59年10月から60年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和59年10月から60年3月まで

夫婦二人分の国民年金保険料は、私が集金に来る町内会の役員に、町内会費、町民税、国民健康保険税とともに渡していた。

集金の際に不在等で国民年金保険料の納付が遅れた場合は、私がA町役場や銀行などで納付書により夫婦二人分の保険料を納付していた。

申立期間の国民年金保険料が未納となっていることは納得ができない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は6か月と短期間である上、申立期間以降、申立人夫婦共に国民年金保険料の未納が無く、納付意識の高さがうかがえる。

また、申立人は、国民年金保険料の納付が遅れた場合は、申立人がA町役場や銀行などで納付書により保険料を納付していたと主張しているところ、オンライン記録では、昭和61年6月9日付けで社会保険事務所（当時）から申立人夫婦に対し、申立期間の保険料に係る過年度納付書が作成されていることが確認できる上、夫婦の国民年金手帳記号番号の払出時期及び保険料の納付状況において、申立人が申立期間以前にも保険料を過年度納付していたことが推認できることから、申立人が当該納付書により申立期間における夫婦二人分の保険料を納付していたと考えるのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

旭川厚生年金 事案 950

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者としてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 3 年 4 月 1 日から 7 年 4 月 1 日まで

A事業所（現在は、B事業所）に事務職として勤務していた期間のうち、平成 3 年 4 月から 7 年 3 月までの標準報酬月額が、実際にもらっていた給与額の 32 万円より低い標準報酬月額となっていることを厚生年金加入記録のお知らせで初めて知った。13 年 3 月に同事業所を退職するまで、給与は多少増えることはあっても、減額されたことは絶対に無く、低い標準報酬月額で届け出されていることに納得できない。

給与明細書は無いが、申立期間の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、A事業所における申立人の標準報酬月額は、平成 3 年 4 月から 4 年 9 月までは 22 万円、同年 10 月から 5 年 9 月までは 24 万円、同年 10 月から 6 年 9 月までは 26 万円、同年 10 月から 7 年 3 月までは 28 万円となっているところ、申立人は、申立期間における実際の報酬月額（給与額）は 32 万円であると主張している。

しかしながら、B事業所は、「申立期間の賃金台帳等の資料は保管していない。」と回答しており、申立人が名前を挙げた申立期間当時の経営者も、既に死亡していることから、申立人の申立期間に係る報酬月額及び厚生年金保険料の控除額について確認することができない。

また、申立人が名前を挙げた申立期間当時のA事業所の給与担当者は、「申立期間当時の経営者は、給与額より低い標準報酬月額で届出をすることを強要しており、低く届け出した標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を控除していた。」と供述しており、当該事業所において、申立期間に厚生年金保険の被保

険者資格が確認できる者で、当該期間に係る平成3年5月（随時改定）及び同年10月（定時決定）に、標準報酬月額が2等級以上引き下げられている11人（申立人が名前を挙げた経営者を含む。）のうち、4人から回答を得られたものの、当該期間当時の給与明細書等を所持していない上、当該期間の報酬月額とオンライン記録の標準報酬月額が相違している旨の証言も得られなかった。

さらに、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料の控除額を確認できる給与明細書等を所持していないことから、申立人の申立てどおりの報酬月額及び厚生年金保険料の控除額について確認することができない。

加えて、申立期間について、オンライン記録によると、申立人の標準報酬月額の記録が遡って訂正されたなどの不自然な形跡は見当たらない。

このほか、申立期間について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

旭川厚生年金 事案951

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和52年1月1日から55年4月1日まで
勤務先の事業所を、A株式会社が買い取った後も継続して勤務していたので、同社でも厚生年金保険に加入していたものと思っていた。
申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録（昭和52年1月1日取得から55年4月20日離職まで）から、申立人が、申立期間においてA株式会社に勤務していたことが認められる。

しかしながら、適用事業所名簿によれば、A株式会社が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和56年7月1日であり、それより前の期間において、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所となった記録は見当たらない。

また、申立人が記憶していた同僚3人は、A株式会社において厚生年金保険の被保険者資格を取得している者の中には確認できない上、当該3人のうち連絡が取れた同僚は、「私は、昭和50年3月頃から56年3月頃までA株式会社に勤務した。申立人をよく知っている。当時、私は国民年金に加入しており、（申立人が厚生年金保険に加入していたというのは）申立人の勘違いではないか。」と回答しており、オンライン記録では、当該同僚は申立期間において国民年金に加入し、一部期間を除き国民年金保険料を納付していることが確認できるところ、同社で勤務していたと回答した期間において、給与から厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる証言等は得られなかった。

さらに、A株式会社は、「当社は、昭和56年7月から厚生年金保険に加入したので、申立期間当時、申立人は国民年金に加入していたと思う。」と回答し

ており、申立人及び当該事業所から提出された申立人に係る昭和53年分及び54年分の「給与所得者の保険料控除申告書」の写しの社会保険料控除欄には、国民健康保険料を支払った旨の記載が確認できる上、同じく当該事業所から提出された申立人に係る52年分から54年分までの「給与所得退職所得に対する所得税源泉徴収簿」の写しの社会保険料の控除額欄には、当時の雇用保険料の法定額とほぼ一致する金額が記載されており、申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていたことはうかがえない。

加えて、申立人が記憶していたA株式会社の代表取締役は、「会社が厚生年金保険の適用事業所となる前の期間の給与から、厚生年金保険料を引くということは考えられない。」と回答している上、オンライン記録では、当該代表取締役も、申立期間において国民年金に加入し国民年金保険料を納付していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。